

令和7年度白浜町ブロック塀等安全対策事業補助金



平成30年6月に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の転倒により歩行者が犠牲になりました。道路に面するブロック塀等の倒壊による被害の軽減、避難路の寸断を防ぐためブロック塀撤去、改善事業に対して補助金を交付します。

1 補助制度の対象

- **道路に面する高さ60cm以上のブロック塀等**
※「ブロック塀等」…コンクリートブロック造、レンガ造、石造などの組積造の塀、門柱等
※過去に同一の敷地で補助金の交付を受けていると補助の対象外となります。
- **補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は管理者**
※町税等を滞納していないこと

2 補助対象となる事業

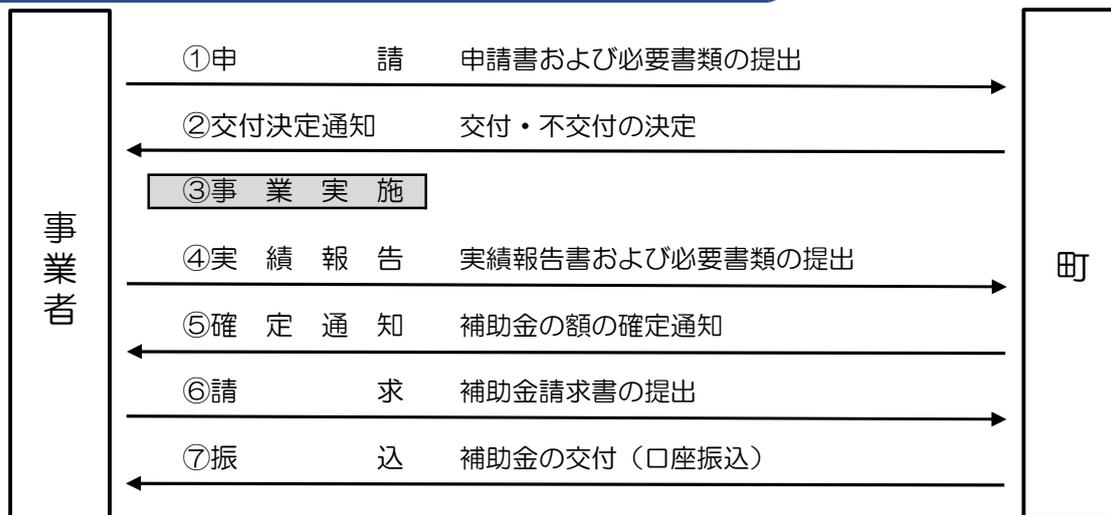
- **撤去事業**
※道路に面する地震発生時に倒壊、転倒の危険性のあるブロック塀は全て撤去してください。
- **改善事業（ブロック塀を撤去した後に引き続き軽量のフェンス等を設置する事業）**
※軽量のフェンス等の設置はブロック塀等の撤去事業を伴うものに限ります。
※「軽量のフェンス等」…アルミフェンス、ネットフェンスなど
※軽量のフェンス等の基礎や下部にブロックを使用する場合は道路の地盤面から60cm未満としてください。

3 補助額

補助率や補助対象となる事業の実施範囲により補助額が決まります（下表参照）。

撤去事業	改善事業
補助対象となる工事費 又は 撤去する面積×10,000円/m ² のいずれか低い額×9/10 ※1,000円未満切り捨て (上限120,000円)	補助対象となる工事費 又は 設置する長さ×10,000円/m のいずれか低い額×1/2 ※1,000円未満切り捨て (上限100,000円)
撤去事業120,000円+改善事業100,000円=220,000円(最大)	

4 申請から補助金交付までの流れ



※交付決定前に着工した場合、補助の対象外となります。
 ※事業内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要です。

5 必要書類

【事業申請時】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書 ・ブロック塀等撤去の見積書（詳細がわかるもの）の写し ・新設フェンス等の見積書（詳細がわかるもの）の写し ・既存ブロック塀、新設フェンス等の位置図、平面図、立面図 ・新設フェンス等の諸元がわかる書類（カタログの写しなど） ・ブロック塀等の現況写真
------	--

書類提出後審査を開始し、審査が完了となりましたら、ご自宅に「**ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書**」を郵送いたします。

交付決定通知書が届きましたら、工事を開始してください。

【事業完了後】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等安全対策事業補助金実績報告書 ・ブロック塀等撤去の請求書（詳細がわかるもの）、領収書の写し ・新設フェンス等の請求書（詳細がわかるもの）、領収書の写し ・ブロック塀等撤去工事の写真（撤去後、撤去中） ・新設フェンス等工事の写真（完成後、工事中）
------	---

書類提出後審査を開始し、審査が完了となりましたら、ご自宅に「**ブロック塀等安全対策事業補助金交付額確定通知書**」を郵送いたします。

交付額確定通知書が届きましたら、「**ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書**」を提出していただきまして、補助金のお支払いとなります。

申し込み締切：申請年度の1月末
 実績報告締切：申請年度の2月末

【お問い合わせ先】 白浜町1600番地
 白浜町役場 地域防災課（43-5570）